

# 令和3年第1回（3月）上越市議会定例会

## 厚生常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第12号	令和2年度上越市一般会計補正予算（第10号）	生活環境課	1
議案第1号	令和3年度上越市一般会計予算	市民課ほか	2～28



## 予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事業、経常的事業、政策的事業に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事業…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
  - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
  - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事業…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
  - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
  - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者や利用者数、利用件数や実施件数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事業…上記以外の事業
  - ・全ての事業について目標を記載しています。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第12号
提出課	生活環境課

歳出科目 (P118～P119)	4款3項2目	塵芥処理費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
廃棄物処理施設整備事業	223,238	△4,334	218,904

主な補正財源		主な経費	
市債	△4,300	委託料	△4,334
一般財源	△34		

【補正理由】

旧第2クリーンセンター除却工事施工監理業務委託に係る経費について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
委託料	13,128	△4,334	8,794
施工監理委託料	7,370	△4,334	3,036

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第1号
提出課	市民課

歳出科目 (P126～P127)	2款1項3目	広報広聴費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
市民相談センター運営費	3,483	3,308	175

主な財源		主な経費	
一般財源	3,483	報酬	1,833
		職員手当等	198
		共済費	344
		旅費	65
		需用費	18
		委託料	1,012

### 【目的】

市民からの相談、苦情、要望等に適切に対応し、市民生活の安定及び向上を図る。

### 【3年度目標】

市民の多様な相談に迅速な対応ができるよう情報収集に努めるとともに、庁内関係課との連携体制を維持する。

### 【実施内容】

<相談対応>

区分	開設日・時間	実施予定回数	対応者
一般相談	・毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	242回	市民相談員
弁護士相談	・第1週～第4週の金曜日 (30分/コマ×4コマ/回) 午後1時30分～午後3時30分	46回	弁護士
司法書士相談	・毎週火曜日 (40分/コマ×3コマ/回) 午後1時30分～午後3時30分	50回	司法書士

※ 司法書士相談は、新潟県司法書士会上越支部の社会貢献により実施

※ 開設日はいずれも祝日、年末年始を除く

<相談件数>

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実施回数	件数	実施回数	件数	実施回数	件数
一般相談	244回	752件	241回	805件	202回	626件
弁護士相談	50回	142件	49回	141件	39回	117件
司法書士相談	51回	47件	49回	51件	39回	41件
計		941件		997件		784件

(令和2年度は令和3年1月末現在)

歳出科目 (P134～P137)	2 款 1 項 11 目	レインボーセンター費
------------------	--------------	------------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
レインボーセンター管理運営費	22,025	17,879	4,146

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	2,950	市債	2,200
財産収入	15	一般財源	16,767
諸収入	93	報償費	12
		需用費	7,009
		役務費	191
		委託料	14,204
		使用料及び賃借料	609

### 【目的】

直江津地区の多目的集会施設として、市民が安全・安心に利用できる交流・活動の場を提供することにより、地域に密着した交流拠点としての役割を担う。

### 【実施内容】

- ・施設の維持管理を適正に行い、安全で使いやすい施設を提供する。
- ・市民交流の場を提供するため、1 階のロビーに市民の作品を展示するコーナーを引き続き設ける。

#### <施設の概要>

所在地	中央一丁目 16 番 1 号			
設置・構造	平成 2 年度 鉄筋コンクリート造 4 階建			
延床面積	1,931.52 m <sup>2</sup> (敷地面積 2,016.50 m <sup>2</sup> )			
施設内容	1 階	北出張所 多目的ホール (130 人) 第 1 会議室 (12 人)	2 階	北部まちづくりセンター 和室 (3 室) (各 20 人) 茶室 (15 人) 第 2 会議室 (20 人) 談話室
	3 階	第 3 会議室 (30 人) 調理実習室 (25 人) ボランティアホール	4 階	機械室
	併設駐車場 31 台			
利用時間	午前 8 時 30 分～午後 10 時			
休館日	第 4 木曜日 (休日に当たるときはその翌日)、12 月 29 日～1 月 3 日			

#### <利用状況>

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用人数 (人)	31,475	23,974	10,269
利用件数 (件)	2,557	2,612	1,428
使用料収入 (千円)	2,361	2,537	2,260

(令和 2 年度は令和 3 年 1 月末現在)

歳出科目 (P144~P147)	2 款 1 項 24 目	雁木通りプラザ費
------------------	--------------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
雁木通りプラザ管理運営費	29,533	46,479	△16,946

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	5,137	市債	1,700
財産収入	53	一般財源	21,977
諸収入	666	需用費	4,219
		役務費	336
		委託料	22,370
		使用料及び賃借料	716
		工事請負費	1,892

### 【目的】

高田地区の中心市街地のコミュニティスペースとして、市民が安全・安心に利用できる交流・活動の場を提供することにより、地域に密着した交流拠点としての役割を担う。

### 【実施内容】

- ・施設の維持管理を適正に行い、安全で使いやすい施設を提供する。
- ・市民交流の場を提供するため、4階の市民サロンに市民の作品を展示するコーナーを引き続き設ける。

#### <施設の概要>

所在地	本町三丁目2番26号			
設置・構造	平成11年度 鉄骨鉄筋コンクリート造 6階建			
延床面積	3,167.27 m <sup>2</sup> (敷地面積 1,785.07 m <sup>2</sup> )			
施設内容	1階	南出張所	2階	コミュニティ放送スタジオ
	3階	ボランティアホール	4階	市民サロン
	5階	和室 (100人)	6階	多目的ホール (150人)
	地下	駐車場スペース 42台		
利用時間	午前8時30分～午後10時			
休館日	第4水曜日 (休日に当たるときはその翌日)、12月29日～1月3日			

#### <施設利用状況>

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用人数 (人)	41,629	43,169	18,877
利用件数 (件)	1,431	1,401	932
使用料収入 (千円)	1,344	1,178	646

(令和2年度は令和3年1月末現在)

#### <駐車場利用状況>

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用台数 (台)	75,387	72,014	52,824
使用料収入 (千円)	3,504	3,236	2,425

(令和2年度は令和3年1月末現在)

歳出科目 (P156～P159)	2 款 3 項 1 目	戸籍住民基本台帳費
------------------	-------------	-----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
戸籍住民基本台帳費	289,944	276,842	13,102

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	81,317	諸収入	867
国庫支出金	158,288	一般財源	49,207
県支出金	265		
		報酬	70,606
		給料	26,259
		職員手当等	28,744
		使用料及び賃借料	19,743
		負担金補助及び交付金	103,714

### 【目的】

市民課、各総合事務所及び南・北出張所において、戸籍、住民異動などの届出受付、各種証明交付等の窓口サービスを的確かつ迅速に提供するとともに、商業施設等への積極的な出張申請受付の実施など、マイナンバーカードの取得促進を図る。

また、引き続き、市民の目線に立った窓口対応や分かりやすい説明を行うなど、窓口サービスの改善と向上を図る。

### 【実施内容】

#### (1) 各種証明書の交付、届出の受理等

<主な取扱見込件数>

(単位：件)

戸籍 謄抄本等	住民票写し ・住所等証明	印鑑登録・ 証明書	戸籍届出	住民異動届	旅券交付
79,500	97,800	52,500	7,800	18,300	3,300

#### (2) 窓口サービス向上に向けた取組 (①、⑤は窓口関係課も実施)

- ①年末や転入届・転出届が集中する3月末・4月初めの日曜日に窓口を開設する。
- ②市民課、南・北出張所の窓口開設時間を午後6時まで延長する。(3月～11月)
- ③電話予約により住民票の写し及び印鑑登録証明書の時間外交付を午後10時まで行う。
- ④コンビニ交付サービスを引き続き実施する：住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本(市外在住の本籍人への交付可)、所得課税証明書
- ⑤窓口サービスの満足度アンケート調査を実施し窓口改善につなげる。

#### (3) 住民票の写し等の不正取得防止に向けた取組

- ①証明書の申請受付及び各種届出時における本人確認を徹底する。
- ②「事前登録型本人通知制度」について、窓口用封筒や各種証明書の台紙への制度案内の刷り込み、各種研修会におけるチラシの配布やコミュニティ放送での広報などにより、制度の普及啓発を図る。

・令和3年1月末までの本人通知制度延べ登録者数：1,841人

#### (4) マイナンバーカードの取得促進の取組

- ①カード交付等を対象とした休日窓口を開設するとともに(毎月第2土曜日及び第4日曜日)、市民課窓口開設時間を延長する。(毎週水曜日：午後5時15分～7時)
- ②カードの申請・交付窓口の増設や商業施設等への積極的な出張申請受付を実施する。

・令和3年1月末までのマイナンバーカード延べ交付件数：35,269件



歳出科目 (P158～P159)	2款3項2目	住居表示整理費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
住居表示整理費	493	437	56

主な財源		主な経費	
一般財源	493	報酬	35
		旅費	4
		需用費	454

#### 【目的】

「住居表示に関する法律」に基づき、建物が密集している市街地において、住所を分かりやすく表示するため、住所の表示方法を合理的なものにし、生活の利便性を高める。

#### 【実施内容】

- ・街区表示板等の維持管理及び住居表示台帳の更新を適切に行うため、随時、現状を調査する。
- ・整備計画や破損状況等により街区表示板等を取り替えるとともに、現状に合わせて住居表示台帳を修正する。
- ・住居表示実施区域内の新築建物等について住居番号の符定を行い、住居番号表示板を交付する。

提出課	環境保全課
-----	-------

歳出科目 (P214～P215)	4款2項1目	環境総務費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
環境学習施設管理運営事業	15,072	14,870	202

主な財源		主な経費	
一般財源	15,072	需用費	732
		役務費	186
		委託料	13,599
		使用料及び賃借料	555

### 【目的】

市民の環境保全に対する理解を深めるとともに、自主的な活動を喚起するため、環境に関する総合的な学習の場を提供する。

### 【3年度目標】

地球環境学校における環境学習プログラム利用者数 2,600人

### 【実施内容】

- ・環境NPO法人への業務委託 12,896  
中ノ俣の自然やそこに暮らす人々の知恵と心に触れる自然体験学習を中心とした、環境学習プログラムの企画・実施等に係る業務を委託
- ・市内小・中学校等へのバス借上料片道補助 177  
市内の保育園・幼稚園、小・中・高等学校等が地球環境学校を利用する際に借り上げるバスの片道料金を補助
- ・施設の維持管理 1,999  
警備・消防・浄化槽等設備の管理委託、複写機・パソコン等の借上、施設・備品の修繕、光熱水費等

歳出科目 (P214～P217)	4款2項1目	環境総務費			
単位：千円					
事業名	本年度	前年度	比較		
環境政策総務事業	3,765	4,064	△299		
主な財源		主な経費			
諸収入	8	報酬	1,559	需用費	369
一般財源	3,757	共済費	254	役務費	529
		旅費	376	使用料及び賃借料	265

### 【目的】

第3次環境基本計画で定めた、適切な廃棄物処理や地球温暖化対策を進める等の望ましい環境像実現に向けた環境施策を推進する。

### 【3年度目標】

- ・第3次環境基本計画に基づく環境施策の進捗管理を行い、その進捗を公表する。
- ・公共施設等における温室効果ガスの削減目標の達成に向けた取組を推進する。
- ・地球温暖化対策や海洋プラスチックごみ等の環境課題について、積極的な情報発信と啓発活動を行い、市民・団体・企業の環境保全に対する意識の醸成を図りながら、地域ぐるみで環境改善の取組を推進する。

### 【実施内容】

- ・当市の第3次環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画について、令和5年度を始期とする次期計画を見据え、国や県の最新の動向を把握するとともに、今後の環境施策を検討する際の参考とするため、市民アンケートを実施する。
- ・環境政策審議会及び環境影響評価会議を開催する。
- ・第3次環境基本計画に基づく環境施策の進捗状況を公表する。
- ・温室効果ガスの削減を図るため、公共施設等における省エネルギー化の取組を継続する。
- ・環境団体の自主的な環境活動への市民参画を促すため、市ホームページ等を通じて同団体の活動内容を広く発信するとともに、市及び環境団体間の連携強化に向けた情報交換会を開催する。
- ・地球温暖化対策や海洋プラスチックごみ等の環境課題に対する市民等の意識醸成を図るため、環境団体との連携による環境学習会を開催する。

提出課	生活環境課
-----	-------

歳出科目 (P216～P217)	4款2項2目	生活環境費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
生活環境保全美化対策事業	29,016	29,187	△171

主な財源		主な経費	
県支出金	3,181	報償費	735
一般財源	25,835	需用費	1,095
		役務費	453
		委託料	26,356
		負担金補助及び交付金	377

【目的】

町内会等と連携した美化活動や衛生活動等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。

【3年度目標】

- ・町内会や各種団体が実施するクリーン活動、市道側溝清掃及び不法投棄物回収活動を支援することにより、良好な生活環境を維持する。
- ・県や海岸管理者、市民団体等と連携し、海岸漂着ごみ等の収集を行い、海岸線の環境美化を図る。

【実施内容】

(1) 全市クリーン活動 5,605

- ・年間を通して全町内会に参加を呼びかけ、散乱ごみ等の回収や清掃活動を実施する。

<参加状況>

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (1月末現在)
参加団体数	1,859	1,793	1,662
参加人数	66,779	61,269	47,157
回収量(kg)	104,866	92,587	78,878



長浜海岸での重機による清掃の様子

- ・海岸管理者等と連携し、重機を用いて海岸漂着ごみ等の収集、運搬、処理を行う。

(2) 市道側溝土砂収集運搬事業 20,140

- ・町内会が清掃した市道側溝の土砂を入れた土のうを収集運搬する。
- ・収集した土のうを破袋して異物を取り除き、県外の最終処分場へ搬出する。
- ・合併前上越市 (145 町内会)、柿崎区 (14 町内会)、大潟区 (8 町内会)、頸城区 (4 町内会) の 171 町内会で実施予定

(3) 不法投棄物回収事業 2,516

- ・上越市不法投棄防止情報連絡協議会や上越市海岸線環境美化促進協議会、市民・事業者・行政機関と連携し、不法投棄の未然防止対策の検討や監視、回収作業を実施する。

- ・業者委託により、大量・大型の不法投棄物を回収する。
- ・回収した不法投棄物のうち、タイヤや冷蔵庫などの適正処理困難物の処分を行う。
- ・不法投棄多発箇所に投棄防止啓発看板や不法投棄防止ネットを設置する。



道路脇への不法投棄



空き地への不法投棄

(4) ごみヘルパー事業 755

- ・高齢や障害などの理由でごみの分別や集積所への排出が困難な世帯に対し、町内会等と連携してヘルパーを委嘱・派遣する。

<支援数>

区 分	令和元年度	令和2年度 (1月末現在)	令和3年度 (見込み)
委嘱人数	56人	58人	56人
支援世帯数	61世帯	64世帯	57世帯

提出課	環境保全課
-----	-------

歳出科目 (P216～P217)	4款2項3目	公害対策費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
大気汚染対策事業	160	160	0

主な財源		主な経費	
一般財源	160	役務費	160

【目的】

大気汚染の状況を市民に周知するほか、悪臭苦情に係る臭気指数測定を実施するなど、大気環境の保全等の状況を監視する。

【3年度目標】

大気汚染物質（PM2.5、光化学スモッグ）の濃度が高まり健康被害が生じる恐れがある場合には、速やかに市民に情報提供、注意喚起を実施する。

【実施内容】

- ・大気汚染物質の濃度が高まり健康被害が生じる恐れがある場合、速やかに市民に情報提供、注意喚起できるよう、大気汚染に係る情報を収集する。
- ・悪臭苦情に対し、臭気測定を必要に応じて実施するなど、早期解決に向けた対応を行う。

歳出科目 (P216～P217)	4 款 2 項 3 目	公害対策費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
騒音・振動対策事業	3,208	3,214	△6

主な財源		主な経費	
一般財源	3,208	需用費	1
		委託料	3,207

### 【目的】

騒音規制法に基づき、住居地域、高速自動車道沿道地域及び自動車騒音常時監視地域の騒音測定を行い、環境基準の達成状況を監視する。

### 【3 年度目標】

事業場の騒音・振動が規制基準を超過した場合に、指導により改善された割合：100%

### 【実施内容】

- ・ 環境騒音の測定  
住居地域 6 地点、高速自動車道沿道地域 8 地点の騒音測定を実施する。
- ・ 自動車騒音の常時監視  
幹線道路の沿道において騒音測定を実施し、環境基準を超過した場合、施設管理者に改善を求める。
- ・ 事業場の監視  
公害防止協定締結事業場などの騒音・振動を監視する。事業場が原因の苦情については、改善に向け現地確認や測定、事業場との交渉等を実施する。
- ・ 特定建設作業に伴う公害苦情防止  
削岩機等を使用する建設作業（特定建設作業）に伴う公害苦情を未然に防止するため、騒音・振動の防止方法等について、工事施工業者への事前指導を実施する。
- ・ 北陸新幹線の騒音測定  
市内 1 地点で騒音測定を実施し、環境基準を超過した場合、施設管理者等に改善を求める。

歳出科目 (P216～P217)	4 款 2 項 3 目	公害対策費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
地盤沈下対策事業	8,951	9,003	△52

主な財源		主な経費	
一般財源	8,951	役務費	404
		委託料	8,547

### 【目的】

観測井による地下水位・地層収縮量の観測及び水準測量を実施し、地盤沈下の状況を監視するほか、節水意識を啓発することで、地盤沈下を抑制する。

### 【3 年度目標】

新設の揚水設備における降雪感知器の設置割合を 90%以上とする。

### 【実施内容】

#### ・水準測量の実施

国、県と共同で行う水準測量において、2 級路線 77 km の調査を行う。

#### ・地盤沈下緊急時対策（対象期間 12 月～翌年 3 月）

県と共同で地下水位及び地層収縮量の観測を行うとともに、地下水位の低下等により地盤沈下注意報又は警報が発令された場合は、広報車の活用等により地下水の節水啓発を図る。

#### ・地下水位及び地層収縮量の観測

高田城址公園観測井（G4：深度 262m）、旧高田地区公民館観測井（G1：深度 10m）における地下水位及び地層収縮量を観測する。

#### ・地下水の節水啓発

県と共催で揚水設備設置者等研修会を実施するほか、広報上越・市ホームページ等により節水啓発を行う。

#### ・揚水設備設置工事への立会い

ストレーナーの下限位置が地表面下 20m 以深の揚水設備の設置工事に立ち会い、ポンプの定格出力、吐出口の口径等を確認する。



歳出科目 (P216～P217)	4款2項3目	公害対策費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
水質汚濁対策事業	17,438	18,869	△1,431

主な財源		主な経費	
一般財源	17,438	需用費	83
		役務費	7,260
		委託料	7,589
		使用料及び賃借料	2,506

### 【目的】

河川・海域・湖沼の水質等測定により環境基準の達成状況などを監視するほか、事業場排水の水質測定により排水基準の遵守状況などを調査する。

また、地下水の水質概況を把握し、汚染の有無を確認する調査や過去に地下水汚染が認められた地域の現況を調査する。

### 【3年度目標】

水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水が基準を超過した場合に、指導により改善された割合：100%

### 【実施内容】

- ・河川等の水質・底質調査

			地点数・延べ回数
水質	河川	県水質測定計画	13地点・延べ146回
		計画以外	10地点・延べ27回
	海域	県水質測定計画	6地点・延べ36回
		計画以外	7地点・延べ9回
	地下水	県水質測定計画	13地点・延べ13回
		計画以外	2地点・延べ2回
底質	河川	県水質測定計画	3地点・延べ12回
		計画以外	4地点・延べ4回

- ・水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水調査 (107事業場・延べ113回)
- ・協定に基づくゴルフ場排水・地下水調査 (3ゴルフ場・8地点・延べ32回)
- ・魚類の調査 (4地点・3魚種・39検体)
- ・広報上越、市ホームページによる油流出事故防止の啓発

歳出科目 (P218～P219)	4款2項4目	自然環境保全費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
自然環境保全推進事業	500	622	△122

主な財源		主な経費	
諸収入	2	報酬	196
一般財源	498	報償費	12
		旅費	66
		需用費	10
		使用料及び賃借料	10
		備品購入費	204

### 【目的】

人と自然環境の豊かなふれあいを保つとともに、自然に対する見方や考え方を見直す機会となる事業や、豊かな自然環境が残る地域において地域の団体等が行う各種保全活動を支援することで、地域の豊かな自然環境を守り生物多様性の保全を図る。

### 【3年度目標】

令和4年度の自然環境保全地域の指定に向けて、指定候補地の選定等を行う。

### 【実施内容】

- ・自然環境保全推進委員会の運営  
自然環境保全地域の指定等について検討する。  
委員数：8人、任期：2年（令和2年度改選）、会議開催数：年2回
- ・自然環境調査・監視員による巡回及び調査  
自然環境保全地域等の巡回や現況調査等を行う。  
調査・監視員数：5人
- ・自然環境保全団体等の支援  
自然環境保全地域で、地域の団体等が行う保全活動（外来種の駆除、希少種の生息調査及び盗掘防止の巡回等）の支援を行う。
- ・自然観察ツアーの実施  
自然環境保全地域等において、幅広い世代が参加できる自然観察ツアーを実施し、貴重な野生動植物の観察等を通じて、豊かな自然環境の保全に対する意識啓発を行う。

#### [充]・特定外来生物による被害防止

生物の生態系等へ与える影響が大きいアライグマの生息域が拡大していることから、分布状況等を把握するとともに、防除の手法等を検討する。

歳出科目 (P218～P219)	4款2項4目	自然環境保全費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
鳥獣保護管理事業	6,931	7,835	△904

主な財源		主な経費	
一般財源	6,931	報酬	573
		報償費	30
		旅費	108
		需用費	2,787
		委託料	3,433

### 【目的】

野生鳥獣による農作物被害や人身被害を防止するため、有害鳥獣捕獲許可を通じて鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化を図る。

地域に生息する野生鳥獣の生態及び目撃情報を収集し、市民に周知するとともに、野生鳥獣に関する正しい知識や人身被害の防止方法等を啓発する。

### 【3年度目標】

クマやイノシシなどの大型野生鳥獣による人身被害：0人

### 【実施内容】

#### 〔充〕・大型野生鳥獣の出没抑制対策

住宅地周辺におけるクマやイノシシなど大型野生鳥獣の目撃件数が増加傾向にあることから、人身被害防止に向け、出没を抑制するための緩衝帯の整備等を行う。

#### 〔充〕・人身被害防止のための意識啓発

鳥獣対策アドバイザーによる学習会開催など、大型野生鳥獣の出没が多い地域等において、「一人一人が被害の防止や出没の誘因をつくらない」ための意識を啓発するほか、各種イベント時等において、これらの生態や人身被害防止対策等を周知する。

#### ・大型野生鳥獣による人身被害の未然防止体制の整備

大型野生鳥獣による人身被害を未然に防止するため、鳥獣被害対策実施隊員による適切な調査や捕獲等を行う。

#### ・クマ出没時における注意喚起

クマが出没した際は、安全メール等で速やかに周知するとともに、市ホームページなどで情報提供するほか、出没地点に注意喚起の看板を設置する。

#### ・有害鳥獣捕獲許可事務

申請された有害鳥獣捕獲の内容が適切か審査し、安全確保に必要な条件を付して許可する。あわせて、周辺住民や関係機関（学校等）に捕獲の実施を周知し、事故防止を図る。

歳出科目 (P218～P219)	4 款 2 項 5 目	地球環境費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
風力発電施設管理事業	153,946	0	153,946

主な財源		主な経費	
一般財源	153,946	需用費	942
		役務費	54
		委託料	3,927
		使用料及び賃借料	110
		工事請負費	148,720
		公課費	193

### 【目的】

稼働を停止した風力発電施設の撤去を進めるとともに、設備撤去までの間、施設を適切に管理する。

### 【3年度目標】

- ・令和2年度をもって全基停止とする風力発電施設について、設備撤去までの間、必要な点検等を行い、施設を適切に管理する。
- ・耐用年数が経過した1号機及び2・3号機を撤去するとともに、うみてらす名立風力発電所についても、撤去に向けた関係機関等との協議を進める。

### 【実施内容】

- ・施設の維持管理 5,226  
安全確保のための点検及び各種維持管理業務を実施する。
- ・施設の設備撤去 148,720  
耐用年数が経過した1号機及び2・3号機を撤去する。

施設名	1号機	2号機	3号機	うみてらす名立風力発電所
設置場所	直江津港・港公園	三の輪台いこいの広場		うみてらす名立
設置年月	平成13年3月	平成14年3月	平成15年2月	平成15年12月
処分制限	平成30年2月	令和元年2月	令和2年1月	令和35年11月

※うみてらす名立風力発電所は、設備の構造上（PC造タワー）処分制限が長い。

※令和2年度までは、地球環境特別会計1款1項1目新エネルギー事業費として計上

提出課	生活環境課
-----	-------

歳出科目 (P218～P221)	4款3項1目	清掃総務費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
清掃総務管理費	8,114	10,930	△2,816

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	42	旅費	325
県支出金	10	需用費	3,791
一般財源	8,062	役務費	599
		使用料及び賃借料	2,017
		負担金補助及び交付金	1,314
		公課費	68

【目的】

各種団体の活動への支援等を通じて、市内の生活環境の保全を図る。

【実施内容】

- ・各種団体への負担金、補助金 1,314
- ・関川水系土地改良区水路使用料 536  
(市の施設に係る水路使用料)
- ・車両維持管理費(燃料費、備品修繕料等) 3,432
- ・複写機借上料 618
- ・その他(消耗品費等) 2,214

歳出科目 (P 220～P 221)	4 款 3 項 2 目	塵芥処理費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ごみ収集運搬事業	694,164	688,047	6,117

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	230,709	報酬	2,638
諸収入	264	委託料	654,898
一般財源	463,191	需用費	4,006
		役務費	26,033
		負担金補助及び交付金	5,629

### 【目的】

家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。

### 【3 年度目標】

市民にごみの発生抑制と分別の徹底を呼びかけ、家庭ごみの減量とリサイクルの推進を図る。

### 【実施内容】

- (1) ごみ収集運搬業務委託 417,440
- 燃やせるごみ及び燃やせないごみの収集運搬を行う。  
燃やせるごみ 週 3 回収集、燃やせないごみ 月 2 回収集
  - ごみ収集運搬事業者が行う、新型コロナウイルス感染予防対策への支援を行う。

- (2) 燃やせないごみ中間処理業務委託 52,327
- 燃やせないごみを中間処理施設にて破碎し、資源物（金属類等）を選別した後に、残さをクリーンセンターへ搬入する。

<燃やせないごみ中間処理量>

(単位：t)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (見込み)
燃やせないごみ 中間処理量	3,093	2,851	3,155	3,036

- (3) 家庭ごみ有料化事業 212,483
- 家庭ごみ指定袋及び指定シールを作成するとともに、保管・配送業務を実施する。
  - 3 歳未満児の属する世帯や高齢者など紙おむつ長期使用者等に対し、減免制度を設け、家庭ごみ指定袋等を配付する。
- (4) ごみ集積施設設置費補助事業 5,629
- 町内会が行うごみ集積施設の新設・修繕に要する費用の一部を補助する。
  - 補助率：1/2（限度額：1 基当たり 10 万円）

<新設・修繕の件数>

(単位：件)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (見込み)
新 設	62	62	46	57
修 繕	22	11	4	12
合 計	84	73	50	69

- (5) その他、ごみ収集運搬事業に要する経費 6,285  
 ・ごみ分別収集カレンダーの作成等

歳出科目 (P220～P221)	4款3項2目	塵芥処理費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
資源物分別収集事業	816,500	828,459	△11,959

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	28,359	諸収入	20,930
国庫支出金	167,861	一般財源	599,334
財産収入	16	旅費	193
		需用費	4,161
		委託料	811,184
		使用料及び賃借料	36
		備品購入費	926

### 【目的】

循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。

### 【3年度目標】

資源物の再資源化を推進し、家庭系廃棄物のリサイクル率を令和2年度実績以上とする。

### 【実施内容】

#### (1) 資源物分別収集・中間処理等 441,909

- ・家庭から排出されるペットボトルや容器包装等の資源物の収集運搬並びに収集した資源物の中間処理及び再資源化を行う。
- ・ごみ収集運搬事業者が行う、新型コロナウイルス感染予防対策への支援を行う。

#### <資源物の行方>

品目	収集回数・方法	中間処理	用途
びん	月2回	色選別	市外の工場で色選別し、ガラスびんの原料として再利用
缶		選別 圧縮 梱包	市外の工場、アルミは自動車の原材料に、スチールは鉄筋等に再資源化
ペットボトル			市外の工場、卵のパックなどに再資源化（一部は容器包装リサイクル協会を經由）
新聞紙、雑誌類、段ボール			市外の工場、新聞紙は新聞紙、雑誌類はボール紙、段ボールは段ボールに再資源化
容器包装(プラスチック製)	週1回		容器包装リサイクル協会を通じてプラスチック製品等に再資源化
容器包装(紙製)		容器包装リサイクル協会を通じてトイレットペーパー等に再資源化	
乾電池	隔月1回	なし	市外の工場、金属の材料として再資源化
蛍光灯	隔月1回	破碎	市外の工場、ガラスの原料に再資源化
廃食用油	協力店から 随時	なし	県外の工場、インク、塗料等に再資源化
小型家電	拠点収集	分解 選別	福祉事業所等で中間処理後、市外の工場、金属の材料として再資源化



- (2) 資源物常時回収ステーション等の整備 4,689
- ・資源物常時回収ステーションの維持管理（自動消火器の設置等）を適正に行うとともに掲示物により適正利用を周知する。
- [充]・浦川原区の資源物常時回収ステーションの容量が不足していることから、コンテナハウス1棟を増築する。
- ・町内会のごみ集積所で使用する看板、品目表示板及び回収容器を作成し、配付する。

- (3) 生ごみリサイクル事業 369,902
- ・分別収集した生活系生ごみを、市内の民間処理施設でメタン発酵させバイオガス化し、汚泥乾燥用の燃料等として利用するほか、乾燥した汚泥を有機肥料やセメント原料として再利用する。
  - ・ごみ収集運搬事業者が行う、新型コロナウイルス感染予防対策への支援を行う。

<生ごみの収集量> (単位：t)

平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)
8,295	7,993	7,700	7,853

歳出科目 (P 222～P 223)	4 款 3 項 2 目	塵芥処理費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ごみ処理対策事業	35,950	43,615	△7,665

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	12,797	報酬	21,129
諸収入	28	職員手当等	2,258
一般財源	23,125	共済費	2,418
		旅費	1,433
		需用費	1,174
		委託料	6,275

### 【目的】

廃棄物の適正な処理を進め、生活環境の保全を図る。

### 【3年度目標】

廃棄物の適正な処理を進めるとともに、廃止した最終処分場等の維持管理を行う。

### 【実施内容】

(1) 最終処分場維持管理費 8,146

- ・最終処分場の維持管理及び処分場からの浸出水や観測用井戸の水質検査を行う。

<最終処分場等の状況（平成の市町村合併後）>

区分	施設名	埋立て等の状況
合併前上越市	薬師山埋立地	H17.12 搬入終了
安塚区	安塚区円平坊最終処分場	R 1. 7 廃止
	安塚区中船最終処分場	H19.10 廃止
柿崎区	柿崎区車地ごみ最終処分場	H14. 3 搬入終了
大潟区	大潟区一般廃棄物最終処分場	H22. 3 暫定廃止
頸城区	頸城区一般廃棄物最終処分場	H21.12 暫定廃止
吉川区	吉川区片田最終処分場	H21.12 廃止
中郷区	中郷区しなのわたし最終処分場	R 2.12 廃止
板倉区	板倉区玄藤寺埋立処分場	H20.11 暫定廃止
清里区	清里区東戸野最終処分場	H20.12 暫定廃止
三和区	三和区北代最終処分場	H22. 3 暫定廃止

※ 上記のほか、平成の市町村合併前に暫定廃止とした最終処分場等が4か所ある。

(2) 最終処分場整備事業 105

- ・市内における公共関与の広域最終処分場の整備に向けて、新潟県と情報交換を行うとともに、県が主体となって進める適地選定や地元に対する説明等に協力する。

(3) その他、ごみ処理対策の推進に要する経費 27,699

- ・不法投棄物の回収作業、野焼きの現地指導、ごみ集積所や資源物常時回収ステーションの巡回・排出物の整理・指導などを行う。

歳出科目 (P 222～P 223)	4 款 3 項 2 目	塵芥処理費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ごみ焼却施設管理運営費	685,632	683,105	2,527

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	326,670	報酬	111
財産収入	166	旅費	111
諸収入	358,796	需用費	311
		役務費	65
		委託料	682,205
		負担金補助及び交付金	2,753

### 【目的】

全市域からクリーンセンターへ搬入される可燃ごみを、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や環境基準に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

### 【実施内容】

- ・クリーンセンター運営維持管理委託料 447,686
- ・焼却灰最終処分委託料 234,519
- ・公害健康被害補償汚染負荷量負担金等 2,753
- ・その他施設管理経費（報酬等） 674

### <可燃ごみ処理量>

(単位：t)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (見込み)
クリーンセンター	48,130	49,376	47,683	48,601

歳出科目 (P 222～P 223)	4 款 3 項 2 目	塵芥処理費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
廃棄物処理施設整備事業	664,269	223,238	441,031

主な財源		主な経費	
国庫支出金	215,179	旅費	4
市債	447,500	需用費	47
一般財源	1,590	役務費	210
		委託料	16,472
		使用料及び賃借料	20
		工事請負費	647,516

### 【目的】

供用を廃止したごみ焼却処理施設を除却し、リサイクルを推進するための資源ごみ等貯留施設を整備する。

### 【3年度目標】

- ・関係法令等に準拠するとともに、周辺環境の保全に努めながら、令和4年度の完工を目指し、旧第2クリーンセンターの除却工事を行う。
- ・旧第2クリーンセンター跡地へ整備する資源ごみ等貯留施設（ストックヤード）の実施設計を完了する。

### 【実施内容】

- ・旧第2クリーンセンターの除却工事を行う。（3年計画の2年目）
- ・ストックヤードの実施設計を行う。（3年計画の最終年度）

### <スケジュール>

	項目	R3	R4
1	旧第2クリーンセンター除却工事	→	
2	ストックヤード実施設計（基本設計はR2完了）	→	

※旧第2クリーンセンター除却後、ストックヤードの整備を予定

### <設計概要>

項目	内容	
1 施設種類	資源ごみ等貯留施設（ストックヤード）	
2 整備場所	大字東中島 2963 番地（旧第2クリーンセンター跡地）	
3 建物	鉄骨造、平屋建て、延床面積：460 m <sup>2</sup>	
4 貯留対象物	①資源ごみ	ガラスびん、牛乳パック、白色トレイ、小型家電、乾電池
	②破砕処理物	ライター
5 管理諸室	作業場、休憩室、更衣室、トイレ	
6 付帯設備	ライター破砕装置	

歳出科目 (P222～P225)	4款3項3目	し尿処理費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
し尿収集事業	59,622	62,214	△2,592

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	55,462	報酬	1,319
一般財源	4,160	職員手当等	93
		共済費	266
		需用費	194
		役務費	302
		委託料	57,366

### 【目的】

市内全域のし尿をくみ取り、清潔な生活環境を保持する。

### 【3年度目標】

利用者からのくみ取り依頼を遅滞なく事業者に委託し、適切にし尿の収集を行い、清潔な生活環境の保持を図る。

### 【実施内容】

- ・非水洗化トイレ及び仮設トイレから発生するし尿を収集し、汚泥リサイクルパークへ搬入する。
- ・し尿収集運搬事業者が行う、新型コロナウイルス感染予防対策への支援を行う。

<し尿収集量>

(単位：kℓ)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)
収集量	6,568	6,323	5,870	5,761
比較増減 (対前年度)	△265	△245	△453	△109

歳出科目 (P224～P225)	4款3項3目	し尿処理費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
し尿処理事業	543,967	572,484	△28,517

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	56,100	報酬	1,319
財産収入	30	共済費	277
諸収入	1,226	需用費	338,672
一般財源	486,611	役務費	340
		委託料	202,512
		使用料及び賃借料	257

### 【目的】

全市域から汚泥リサイクルパークへ搬入するし尿及び浄化槽汚泥を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

### 【実施内容】

- ・ 会計年度任用職員報酬、職員手当等、共済費、旅費 1,857
- ・ 消耗品費（施設運転用薬品、消耗部品等） 46,374
- ・ 燃料費、印刷製本費、光熱水費 96,676
- ・ 修繕料（水処理設備定期修繕、各種ポンプ修繕等） 195,622
- ・ 施設管理委託料（貯留槽砂上清掃処分、環境測定分析業務等） 29,614
- ・ し尿処理施設運転業務委託 168,850
- ・ 計量受付及び電気設備点検業務委託 2,662
- ・ 汚泥、し渣沈砂外部搬出・処分委託 1,386
- ・ 備品購入費 197
- ・ その他施設管理経費（使用料及び賃借料、原材料等） 729

### <し尿、浄化槽汚泥搬入量>

(単位：kℓ)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)
し尿	6,568	6,323	5,870	5,761
浄化槽汚泥	47,136	46,881	45,860	45,900
合計	53,704	53,204	51,730	51,661

提出課	市民課
-----	-----

歳出科目 (P266～P267)	7款1項4目	消費者行政費
------------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
消費者行政費	10,891	10,055	836

主な財源		主な経費	
県支出金	2,371	給料	7,516
一般財源	8,520	職員手当等	1,020
		共済費	1,868
		旅費	186
		需用費	127
		役務費	146

### 【目的】

消費者権利の尊重及びその自立支援を目的とする消費者基本法や消費者安全法の基本理念の下、相談窓口の充実や被害防止の啓発活動を推進し、消費生活の安定を図る。

### 【3年度目標】

- ・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安全で安心な消費生活の確保を図る。
- ・出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害の防止に努める。
- ・表示三法（消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品安全法）に基づく立入検査を5店舗で実施する。

### 【実施内容】

<相談対応>

開設日・時間	相談員
毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	消費生活相談員

※開設日は、祝日、年末年始を除く

- (1) 消費生活相談
  - ・消費者トラブルを抱える相談者に対して自力解決に向けたアドバイスや情報提供等を行う。
  - ・相談内容に応じて市民相談と連携した相談体制を維持する。
  - ・相談員に必要な知識の習得、実務能力向上に資する研修等に積極的に参加する。
- (2) 多重債務相談
  - ・多重債務者の生活再建に向け、市民相談センターで行う弁護士、司法書士による法律相談の中で多重債務相談を行う。
- (3) 消費者啓発
  - ・町内会、老人クラブ等を対象にした出前講座を開催する。
  - ・消費者被害防止のため、高齢者福祉関係機関や消費者団体との連携を図るほか、広報上越・市ホームページ等を活用して啓発を行う。
- (4) 表示三法による立入検査
  - ・市内の量販店等で販売されている商品に適正な表示が行われているかを検査する。